

2026年3月31日

お客さま各位

「当座勘定規定改定のお知らせ」について

平素は、石巻商工信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、商品性改定を実施する等、手形・小切手の全面的な電子化を推進しております。

これに伴い、以下に記載する対象規定を改定いたします。改定内容は、下記4. 新旧対照表（PDF）をご確認ください。

1. 改定日

2026年4月1日（水）

2. 対象規定

当座勘定規定（一般用）

当座勘定規定（専用約束手形用）

3. 改定内容

- ・払戻請求書使用による払戻しを追加
- ・手形・小切手の発行停止
- ・手形・小切手の受付、入金、支払に関する期限等

4. 新旧対照表

[当座勘定規定（一般用）](#)

[当座勘定規定（専用約束手形用）](#)



石巻商工信用組合